

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄） 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄） 1
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄） 2
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄） 3
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）（抄） 9

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（委任規定）

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

（委任規定）

第三十条 本章に定めるもののほか、機関の名称、位置、所掌事務、補給処の支処その他の地方機関の設置その他機関に関し必要な事項は、政令で定める。

（災害派遣）

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を自衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手続は、政令で定める。

5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

（地域手当等）

第十四条 （略）

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給

表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（特殊勤務手当）

第十三条 （略）

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、六千六百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万五千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては一万千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2・3 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（師団）

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一 即応機動連隊一、普通科連隊二及び高射特科大隊一

二 （略）

三 普通科連隊三、特科連隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一

四 普通科連隊三、特科隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一

五 普通科連隊三、戦車大隊一及び高射特科大隊一

六 普通科連隊三、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一

七 普通科連隊一、戦車連隊三、特科連隊一及び高射特科連隊一

（自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院）

第四十四条 （略）

2 自衛隊中央病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
自衛隊中央病院	東京都世田谷区	隊員及び第四十六条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び看護に従事する隊員の養成並びに医療その他の衛生に関する調査研究を行うこと。

3 自衛隊地区病院の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
自衛隊札幌病院	（略）	隊員及び第四十六条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療その他の衛生に関する調査研究を行うこと。
自衛隊大湊病院	（略）	
自衛隊三沢病院	（略）	
自衛隊仙台病院	（略）	
自衛隊横須賀病院	（略）	

自衛隊岐阜病院	(略)
自衛隊富士病院	(略)
自衛隊舞鶴病院	(略)
自衛隊阪神病院	川西市
自衛隊呉病院	呉市
自衛隊福岡病院	春日市
自衛隊佐世保病院	(略)
自衛隊熊本病院	(略)
自衛隊別府病院	(略)
自衛隊那覇病院	(略)

(駐屯地)

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。）を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、最寄りの駐屯地の一部となるものとする。

2 駐屯地（三月以内の期間を限って所在するものを除く。）の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
名寄駐屯地	名寄市
留萌駐屯地	留萌市
遠軽駐屯地	北海道紋別郡遠軽町
旭川駐屯地	旭川市
滝川駐屯地	滝川市
上富良野駐屯地	北海道空知郡上富良野町
美幌駐屯地	北海道網走郡美幌町
別海駐屯地	北海道野付郡別海町
美唄駐屯地	美唄市
釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町
岩見沢駐屯地	岩見沢市

秋田駐屯地	秋田市
船岡駐屯地	宮城県柴田郡柴田町
仙台駐屯地	仙台市
大和駐屯地	宮城県黒川郡大和町
多賀城駐屯地	多賀城市
霞目駐屯地	仙台市
岩手駐屯地	滝沢市
八戸駐屯地	八戸市
弘前駐屯地	弘前市
青森駐屯地	青森市
函館駐屯地	函館市
静内駐屯地	北海道日高郡新ひだか町
俱知安駐屯地	北海道虻田郡俱知安町
幌別駐屯地	登別市
白老駐屯地	北海道白老郡白老町
安平駐屯地	北海道勇払郡安平町
島松駐屯地	恵庭市
南恵庭駐屯地	恵庭市
北恵庭駐屯地	恵庭市
鹿追駐屯地	北海道河東郡鹿追町
帯広駐屯地	帯広市
東千歳駐屯地	千歳市
北千歳駐屯地	千歳市
真駒内駐屯地	札幌市
丘珠駐屯地	札幌市
札幌駐屯地	札幌市

立川駐屯地	立川市
東立川駐屯地	立川市
小平駐屯地	小平市
用賀駐屯地	東京都世田谷区
目黒駐屯地	東京都目黒区
三宿駐屯地	東京都世田谷区
市ヶ谷駐屯地	東京都新宿区
十条駐屯地	東京都北区
練馬駐屯地	東京都練馬区
木更津駐屯地	木更津市
下志津駐屯地	千葉市
習志野駐屯地	船橋市
松戸駐屯地	松戸市
朝霞駐屯地	東京都練馬区
大宮駐屯地	さいたま市
新町駐屯地	高崎市
相馬原駐屯地	群馬県北群馬郡榛東村
宇都宮駐屯地	宇都宮市
北宇都宮駐屯地	宇都宮市
古河駐屯地	古河市
霞ヶ浦駐屯地	土浦市
土浦駐屯地	茨城県稲敷郡阿見町
勝田駐屯地	ひたちなか市
郡山駐屯地	郡山市
福島駐屯地	福島市
神町駐屯地	東根市

座間駐屯地	相模原市
横浜駐屯地	横浜市
久里浜駐屯地	横須賀市
武山駐屯地	横須賀市
新発田駐屯地	新発田市
高田駐屯地	上越市
富山駐屯地	砺波市
金沢駐屯地	金沢市
鯖江駐屯地	鯖江市
北富士駐屯地	山梨県南都留郡忍野村
松本駐屯地	松本市
富士駐屯地	静岡県駿東郡小山町
滝ヶ原駐屯地	御殿場市
駒門駐屯地	御殿場市
板妻駐屯地	御殿場市
春日井駐屯地	春日井市
守山駐屯地	名古屋市
豊川駐屯地	豊川市
久居駐屯地	津市
明野駐屯地	伊勢市
今津駐屯地	高島市
大津駐屯地	大津市
福知山駐屯地	福知山市
桂駐屯地	京都市
宇治駐屯地	宇治市
大久保駐屯地	宇治市

目達原駐屯地	前川原駐屯地	久留米駐屯地	小郡駐屯地	飯塚駐屯地	小倉駐屯地	春日駐屯地	福岡駐屯地	高知駐屯地	松山駐屯地	善通寺駐屯地	徳島駐屯地	山口駐屯地	海田市駐屯地	三軒屋駐屯地	日本原駐屯地	出雲駐屯地	米子駐屯地	和歌山駐屯地	姫路駐屯地	青野原駐屯地	千僧駐屯地	伊丹駐屯地	川西駐屯地	信太山駐屯地	八尾駐屯地
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	久留米市	久留米市	小郡市	飯塚市	北九州市	春日市	春日市	香南市	松山市	善通寺市	阿南市	山口市	広島県安芸郡海田町	岡山市	岡山県勝田郡奈義町	出雲市	米子市	和歌山県日高郡美浜町	姫路市	小野市	伊丹市	伊丹市	川西市	和泉市	八尾市

対馬駐屯地	対馬市
相浦駐屯地	佐世保市
大村駐屯地	大村市
竹松駐屯地	大村市
熊本駐屯地	熊本市
健軍駐屯地	熊本市
北熊本駐屯地	熊本市
別府駐屯地	(略)
南別府駐屯地	(略)
湯布院駐屯地	由布市
玖珠駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町
えびの駐屯地	えびの市
都城駐屯地	都城市
川内駐屯地	薩摩川内市
国分駐屯地	霧島市
奄美駐屯地	奄美市
那覇駐屯地	(略)
宮古島駐屯地	宮古島市
与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

255 (略)

(特殊勤務手当)

第九条の七 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

(宿日直手当)

第十一条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項の政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務及び宿直勤務は、自衛隊の病院における次の各号に掲げる勤務とし、同項の政令で定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。

- 一 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の勤務
- 二 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師の勤務
- 三 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための勤務

2 (略)

附則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

2 当分の間、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする防衛大臣が認める場合における夜間看護等手当の額については、別表第五の規定にかかわらず、同表に定める額に千四百円の範囲内で当該事情に応じて防衛大臣が定める額を加算した額とする。

3 令和六年三月三十一日までの間は、小笠原諸島（婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属して当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第五に規定するもののほか、業務一日につき三千八百六十円（南鳥島に置かれる官署に所属する者にあつては、五千五百円）を超えない範囲内で防衛大臣の定める額の小笠原手当を支給する。

4 第二十一条各号に掲げる若年定年退職者に係る法附則第五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する政令で定める俸給月額及び政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる俸給月額及び同表の下欄に掲げる額とする。

職員の区分	俸給月額	額
第二十一条第一号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第一号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）

第二十一条第二号に掲げる若年定年退職者	第二十一条第二号に定める俸給月額	当該俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の退職の日の前日に属していた階級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額）
---------------------	------------------	---

5 退職の日において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されていた若年定年退職者又は若年定年退職者が退職の翌年まで自衛官として在職したと仮定した場合において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなつていた若年定年退職者に対する次の各号に掲げる規定に規定する額の計算に当たつては、これらの規定により計算した額から、それぞれ当該各号に定める額（平成三十年三月三十一日までの間に係るものに限る。）に相当する額を減ずる。

一 第二十四条第一号 同号に規定するところによりその者が退職の翌年の各月（五十五歳に達した日後における最初の四月一日が退職の翌年となる場合にあつては、同日以後の期間に限る。）に受けるべきものとされる俸給月額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（当該俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属していた階級（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の階級）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項において「俸給月額減額基礎額」という。）の合計額

二 第二十四条第四号 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ第二十四条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第四号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

三 第二十四条第五号 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ同条第一号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給月額を計算の基礎として同条第五号の規定の例により計算した額にそれぞれ百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額を計算の基礎として同号の規定の例により計算した額）の合計額

6 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生に際して、自衛隊法第八十三条の規定により派遣された職員及びこれに準ずる者として防衛大臣が定める者に対する災害派遣等手当の支給については、別表第五災害派遣等手当の項中「災害対策基本法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合におい

て、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三」とあるのは「自衛隊法第八十三条」と、「であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開」とあるのは「及びこれに準ずる者として防衛大臣が定める者であつて、医療活動（防疫活動を含む。）」、「引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）」とあるのは「従事するもの」と、「千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）」にあつては、三千二百四十円」とあるのは「四千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合においては、感染症看護等手当は、支給しない。

7 (略)

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官	一種

海上幕僚監部	陸上幕僚監部	統合幕僚監部	
<p>航空幕僚副長</p> <p>首席衛生官</p> <p>首席會計監査官</p> <p>首席法務官</p> <p>監察官</p> <p>課長</p> <p>副部長</p> <p>部長</p> <p>海上幕僚副長</p>	<p>警務管理官</p> <p>法務官</p> <p>監察官</p> <p>課長</p> <p>部長</p> <p>陸上幕僚副長</p>	<p>統合幕僚副長</p> <p>總括官</p> <p>部長</p> <p>副部長</p> <p>課長</p> <p>参事官</p> <p>報道官</p> <p>首席法務官</p> <p>首席後方補給官</p> <p>統合幕僚学校長</p>	<p>服務管理官</p> <p>衛生官</p>
一種	一種	一種	

航空幕僚監部	部長		一種
陸上総隊司令部	幕僚長		一種
方面総監部	幕僚長		一種
師団司令部	師団長 副師団長		一種
旅団司令部	幕僚長 副旅団長		一種
自衛艦隊司令部	幕僚長		二種
護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官 幕僚長		一種
航空集団司令部	航空集団司令官 幕僚長		一種
潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官 幕僚長		一種
掃海隊群司令部	掃海隊群司令 幕僚長		一種
護衛隊群司令部	護衛隊群司令		一種
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令		一種
航空群司令部	航空群司令		一種
潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
		二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	

艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令		一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
開発隊群司令部	開発隊群司令		一種
地方総監部	地方総監 幕僚長		一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長		一種
教育航空群司令部	教育航空群司令		一種
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長		一種
航空支援集団司令部	航空支援集団司令官 幕僚長		一種
航空教育集団司令部	航空教育集団司令官 幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長		一種
航空団司令部	航空団司令 航空団副司令		一種 二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		一種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令		一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種

防衛装備庁内部部局

- 装備官
- 審議官
- プロジェクト管理総括官
- 革新技術戦略官
- 調達総括官
- 総務官
- 人事官
- 会計官
- 監察監査・評価官
- 艦船設計官
- 課長
- 装備保全管理官
- 事業計画官
- 事業監理官
- 装備技術官
- 技術計画官
- 技術振興官
- 技術連携推進官
- 原価管理官
- 企業調査官
- 需品調達官
- 武器調達官
- 電子音響調達官
- 艦船調達官
- 通信電気調達官
- 航空機調達官
- 輸入調達官

一
種

別表第五（第九条の七関係）

<p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁</p>	<p>装備開発官</p>	<p>二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）</p>
<p>備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。</p>	<p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>防衛大臣の定める種別</p>
<p>種 類</p>	<p>支給される職員の範囲</p>	<p>支 給 額</p>
<p>爆発物取扱作業等手当</p>	<p>不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオロド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員</p>	<p>作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>航空作業手当</p>	<p>エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手</p>	<p>作業一月につき七千円</p>
<p>航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職</p>	<p>搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定</p>	<p>作業一月につき七千円</p>

	<p>員（航空手当の支給を受ける者を除く。）</p> <p>防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員</p>	<p>める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p> <p>搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。</p>
<p>異常圧力内作業等手当</p>	<p>低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員</p> <p>高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員</p>	<p>作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。</p> <p>作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、</p> <p>気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円</p> <p>気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円</p> <p>気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円</p> <p>気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円</p> <p>気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円</p> <p>気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円</p> <p>気圧一・三メガパスカルまで 三千円</p> <p>気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円</p> <p>気圧二メガパスカルまで 四千三百五十円</p> <p>気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円</p> <p>気圧三メガパスカルまで 五千三百五十円</p> <p>気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円</p> <p>気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円</p> <p>気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円</p>

<p>潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員</p>	<p>気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円</p> <p>次の作業の区分に応じて次に定める額</p> <p>潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>潜水深度二十メートルまで 三百十円</p> <p>潜水深度三十メートルまで 七百八十円</p> <p>潜水深度五十メートルまで 千四百円</p> <p>潜水深度七十メートルまで 二千円</p> <p>潜水深度九十メートルまで 二千八百円</p> <p>潜水深度百十メートルまで 三千五百円</p> <p>潜水深度百三十メートルまで 四千五百円</p> <p>潜水深度百五十メートルまで 五千五百円</p> <p>潜水深度二百メートルまで 六千五百円</p> <p>潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円</p> <p>潜水深度三百メートルまで 八千円</p> <p>潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円</p> <p>潜水深度四百メートルまで 九千六百元</p> <p>潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円</p> <p>潜水深度四百五十メートルを超えるとき 一万千二百円</p> <p>潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円</p> <p>潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超える</p>
--	---

	潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官 航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員	ない範囲内で、防衛大臣の定める額 潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
落下傘降下作業手当	落下傘降下作業に従事する自衛官	作業一日につき二千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。 作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘降下作業手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
駐留軍関係業務手当	駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき六百五十円
南極手当	南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
夜間看護等手当	(略)	(略)
除雪手当	自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに	作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円

<p>死体処理手当</p>	<p>伴う排雪等の作業に従事する職員</p> <p>防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）</p>	<p>作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>
<p>災害派遣等手当</p>	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）</p>	<p>作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円）</p>

	<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの</p>	<p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額</p>
<p>対空警戒対処等手当</p>	<p>自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの 防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官</p>	<p>作業一日につき五百六十円 業務一日につき千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>
<p>夜間特殊業務手当</p>	<p>正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの（深夜における勤務時間が二時間に満たないものを除く。）に従事する職員</p>	<p>勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として防衛大臣の定めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円）</p>
<p>航空管制手当</p>	<p>防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）</p>	<p>業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

<p>国際緊急援助等手当</p>	<p>自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）</p>
<p>海上警備等手当</p>	<p>自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員</p> <p>特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員</p> <p>海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む</p>	<p>業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p> <p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額</p>

<p>。) において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの</p>	<p>自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等の際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員</p>	<p>業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>
<p>自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行う</p>	<p>業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 業務一日につき千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）</p>	

	ものに限る。)であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員	
分べん取扱手当	防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師(防衛大臣の定める者に限る。)	取扱い一件につき一万円
感染症看護等手当	自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師(俸給の調整額の支給を受ける者を除く。)	業務一日につき二百九十円
救急救命処置手当	医師が乗り組んでいない艦船(診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。)又は航空機において、救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士	業務一日につき二千円
備考	<p>一 異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たつては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。</p> <p>二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業(防衛大臣の定める作業に限る。)又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。</p> <p>三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業(防衛大臣の定めるものを除く。)に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。</p>	